【別紙】

1　当事者の概要

⑴　組合は、東京都千代田区及び中央区を中心として活動するいわゆる合同労組である。本件申立時の組合員数は30名である。

⑵　会社は、昭和31年に設立された、ビルの管理や清掃などを主な業とする株式会社であるところ、平成30年10月10日に解散し、同年12月25日に清算を結了し、同月27日に清算結了登記を行った。会社解散前の代表取締役はＢ１、取締役は総務・経理担当のＢ４及びＢ１の長男であるＢ２であった。

⑶　Ｙ２は、肩書地に本社を置き、ビル管理・清掃、健康食品の輸入・国内販売などを業とする株式会社で、昭和47年にＢ１が設立した。平成29年11月22日時点での代表取締役はＢ１、取締役はいずれもＢ１の親族であるＢ２、Ｃ１及びＣ２であり、監査役は会社の取締役でもあるＢ４である。Ｂ１の次男であるＣ３も、会社を退職後、Ｙ２に再就職している。会社の資本金が3,000万円（発行済株式総数６万株）であるところ、Ｙ２は、会社の株式を、22年６月15日時点で、少なくとも100万円分（2,000株相当）保有していた。また、Ｙ２は、会社からじゅうたんのクリーニング業務を受注したり、中国茶の輸入販売を行う際に会社に協力を依頼したり、会社の退職者の一部を採用したことがあった。なお、Ｙ２とＡ１との間で労働契約は締結されていない。

⑷　Ｙ３は、会社の事業部門の一部が独立する形で24年１月に設立された株式会社であり、肩書地に本社を置き、モップ（パピークロス）のレンタルなどを業としている。設立当初は、Ｂ３及びＢ１を含む３名が取締役を務めていたが、29年１月23日にＢ１が取締役を辞任し、同年２月１日時点での取締役はＢ３のみである。なお、会社とＹ３との間に資本関係はない。また、Ｙ３とＡ１との間で労働契約は締結されていない。

2　事件の概要

⑴　Ａ１は、昭和58年に会社に正社員として入社した。当時、会社は大手出版社の申立外Ｃ４社からビルの受付や清掃、設備管理等の業務を請け負っており、Ａ１はＣ４社の受付業務に従事したが、60年１月、会社がＡ１ら受付業務に従事していた従業員に対し解雇を通知したことを受け、Ａ１は、申立外Ｄ１を結成し、会社に解雇撤回を求めて団体交渉を申し入れた。その結果、Ａ１らの解雇は撤回された。平成10年、Ｃ４社の社屋移転に伴い、Ａ１らが従事していた受付業務もなくなることとなったため、Ａ１は、清掃業務に従事することとなり、他の従業員にも、異動する者や退職する者が多数いた。13年10月、Ｄ１は、組合に加盟し、組合のＤ２となった。Ａ１は、分会長として、会社に職場の待遇改善や賃金、一時金等を要求するなどの活動を行った。23年頃、Ｃ４社から会社への業務委託契約が打切りとなり、また、他の企業から会社への業務委託契約も打切りや縮小が続いた。

⑵　20年７月、会社は、Ｂ１の10年来の知り合いであるＢ３が考案した新しいモップ（パピークロス）のレンタル事業（以下「パピークロスレンタル事業」という。）を運営するため、社内にＹ３事業部を開設した。22年冬季一時金闘争の団体交渉で、組合が会社に、当該事業部の実態を具体的に文書で示すよう求めたところ、会社が提示した初年度事業計画書では年間粗利益が２億円と計画される一方、営業報告には事業展開が困難である旨が記載されていた。24年１月16日、当該事業部が独立し、Ｙ３が設立され、26年４月１日、会社とＹ３とは、「支部契約」という名称の契約を締結した。この支部契約書には、Ｙ３が主宰するパピークロスレンタル事業に伴う加盟店開発を行うにつき、Ｙ３を本部とし、会社をその支部とした上で、①「支部は、本部が主宰するパピークロスレンタル事業の加盟店として契約を締結する意思のある申立外Ｃ５社加盟店との契約を本部と連携して、その役務に当たる」こと、②「本部は、加盟店全ての洗浄クロス１枚につき６円を支部の指定口座に振り込みに

て支払うものとする」ことなどが記載されていた。

⑶　会社においては、毎年、一時金の支給に関して組合との間で団体交渉を行い、その妥結を経て、従業員に夏季及び冬季一時金を支給する慣例となっていたが、22年冬季分、23年夏季分及び23年冬季分の一時金が支給されなかった。24年６月８日、組合は、会社に対し、未払理由の説明及び未払金の即時支払を求めて団体交渉を申し入れた。６月18日、組合と会社との間で団体交渉が行われ、Ｂ１は、６月20日から25日までにはパピークロスの入金があるだろう、その段階で22年冬季一時金は払えるだろうなどと述べた。24年６月29日、会社は、組合に対し、「前回の団交時に平成24年６月末には一番古い22年冬季賞与を支払うと約束しましたが、入金が１週間延期になってしまった為、実行できませんでしたが７月６日には必ず支払いをいたします。Ｙ３もＣ６社に依頼するだけでなく、自社で営業スタッフを増やし、前回話した通り現在牛乳屋さん中心で営業を展開しており着々と契約に結びつつあります。以上のような経緯で推移しておりますので、去年の夏・冬の賞与も、ご連絡の上順次支払いしていきます。大変ご迷惑をかけますが今暫くお待ち下さい。」と記載した書面を交付した。22年冬季一時金及び23年夏季一時金は、この後、24年に支払われた。

⑷　28年６月16日、組合は、会社に対し、23年冬季分から27年冬季分までの未払一時金の即時支払を要求した。28年６月24日、会社は、Ａ１に対し、23年冬季分から27年冬季分までの一時金計2,397,800円の債務があることを認める旨を記載した「債務確認書」を交付した。28年６月28日、会社と組合とは、28年夏季一時金については妥結したが、その後、会社は、29年６月30日に後記⒀の誓約書をＡ１に交付するまでに、未払となっている23年冬季分から27年冬季分までの一時金を同人に支払うことはなかった。28年８月、組合は、会社に対し、Ａ１への未払一時金の支払、同一時金のＢ１による個人保証及び春闘要求等懸案事項について団体交渉の開催を要求したが、会社は繁忙を理由に団体交渉の開催に応じなかった。

⑸　会社は、23年頃からの消費税等の滞納により、28年10月から12月にかけて、東京国税局に売掛金を差し押さえられた。28年11月22日、会社は、Ａ１に対し、会社の事業を継続するのは困難であること、パート従業員は職場ごと他社に移ってもらうこと、Ａ１について雇用先を探しているが正社員としての雇用は難しい状況であることなどを伝えた。

⑹　28年11月25日から29年１月11日までに、会社の、新橋にある事務所で行われた団体交渉で、組合が、会社に対し、ビルメンテナンス業務から撤退しないよう求めると、会社は、営業収入を全て差し押さえられてしまうので、休業せざるを得ない状況である旨を説明した。これに対し、組合が、会社、Ｙ２及びＹ３（以下、３社を併せて「会社ら」という。）の決算書並びに貸借対照表をそれぞれ10年分公開するよう求めると、会社は出して何になるのかと尋ねた。組合が、Ｙ３についてもＢ１が役員で入っている、Ｙ３の利益を会社に持ってくることが可能だなどと述べると、Ｂ１は、ビルメンテナンスで起死回生なんてできない、Ｙ３頼みにしていた、うまく行くと思っていた矢先に差押えが入ったなどと述べた。組合が、Ａ１の雇用について、仮に会社での仕事が難しいのであれば、Ｙ２に移行してもよいのではと述べると、Ｂ１は、Ａ１が希望する労働条件で雇ってくれるところはないなどと述べた。組合は、組合を敵視していないのであれば、Ａ１がこれまでどおりの労働条件で勤務できるところを提案すべきだ、労使の問題というのは、無関係なところ同士の商取引ではないから、労使の責任の中で解決することが前提であり、その中の可能性を追求していくことを総体に考えた場合、Ｙ２とＹ３は外せないと述べて、Ｙ２の取締役であるＢ２及びＹ３の代表取締役であるＢ３を団体交渉に出席させるよう要求し続けた。

⑺　28年12月時点における会社の従業員のうち、正社員はＡ１のみで、そのほかは時給制のアルバイトか契約社員であったところ、アルバイトや契約社員については、他社の職場で働けるように会社があっせんを行い、全員が12月までに退職したため、29年１月時点における会社の従業員はＡ１だけになった。29年１月、会社は、Ａ１に自宅待機を命じた。会社は、Ａ１に対し、29年５月まで給料を支払った。

⑻　29年１月27日、組合と会社との団体交渉が、Ｙ３の本社で行われた。組合が、Ｙ３との関係では、Ａ１の一時金が不払であったところ、一時金の原資としてＹ３のパピークロスレンタル事業の利益が充てられ、Ｂ１も、ビルメンテナンス事業の将来性はない、パピークロスレンタル事業が起死回生の事業であると明言しており、組合としては、会社とＹ３とは事業体として一体のものと考えて、団体交渉にＢ３の出席を求めたなどと述べると、Ｂ３は、会社とＹ３とは全く別の会社であり、Ａ１に関する問題は会社の問題である旨を述べた。これに対し、組合が、労使関係は雇用関係だけではない、例えば大きな会社があって、そことの取引がある小さな会社があったとする、資本関係は全くない、ただ、その大きな会社が小さな会社の労使関係に何らかの影響力を行使していたとすれば、そのことによって小さな会社の労働者と大きな会社の経営者との間で法律上の労使関係がある、一時金の不払はＹ３の収益に左右されることから、直接の雇用関係がなくても、Ｘ１の労働条件はＹ３に支配されているなどと主張すると、Ｂ３は、「話は聞く。」、「分かった。Ｂ３頑張れ、稼げ、ってことか。うちも明日潰れるかもしれないが、相談受けて知らないとは言えない。私なりに考えてみる。」などと述べた。

⑼　29年２月、会社は、新橋にある事務所を引き払い、渋谷にある、他の企業と共同で使用する事務所に移転した。

⑽　29年３月17日、組合と会社との団体交渉が、Ｙ３の本社で行われた。団体交渉では、Ａ１の就労先について話合いが行われ、組合が、Ｂ３の意見が聞きたいと述べると、Ｂ３は、私の関係ではできっこない、加盟店づくりなんてできない、Ａ１にやれる仕事はないなどと述べた。

⑾　６月９日、組合と会社との団体交渉が、Ｙ３の本社で行われた。組合が、Ｂ３はＡ１の就労先を探してくれているのかと尋ねると、Ｂ３は、Ｂ１と相談しているが見付からない旨を答えた。また、組合が、会社との一時金交渉では、Ｂ１がＹ３頼みであるという説明をしている、Ｂ３に一時金未払についても解決してほしいなどと述べると、Ｂ３は、「分かりました。」と述べた。その後、組合が次回日程について要求書を送る旨を伝え、団体交渉は終了した。

⑿　６月20日、組合は、会社及びＹ３に対し、未払一時金の支払、会社の渋谷の事務所でのＡ１の就労、未払一時金のＢ１による個人保証等を求めて、７月12日に団体交渉を開催することを申し入れた。

⒀　６月30日、会社は、Ａ１に「解雇予告通知書」を送付し、同人を７月31日付けで解雇することを通知するとともに、同人の口座に、「解雇手当金」として269,200円を振り込んだ。また、会社は、Ａ１に対し、未払となっている23年冬季分から27年冬季分までの一時金2,397,800円を、29年８月31日から31年７月31日まで、毎月末に分割で支払うことを確約する誓約書を送付した。

⒁　29年６月20日付けの団体交渉申入れに対し、会社及びＹ３から回答がなかったため、７月３日、組合は、両社に対し、Ａ１に対する解雇予告の即時撤回、同人の就労場所の確保、未払となっている28年冬季一時金及び29年夏季一時金の支払並びにＢ１による個人保証など７点を要求事項として団体交渉を申し入れた。７月６日、Ｙ３は、組合に対し、同月12日の団体交渉日程は都合が悪いため改めて日にちを連絡する旨を回答した。会社は、組合の上記申入れに対し、回答しなかった。

⒂　７月31日、会社は、Ａ１を解雇した。組合は、会社に対し８月４日付け、同月21日付け、10月６日付け及び11月24日付けで、また、Ｙ３に対し８月４日付け及び同月21日付けで、それぞれ、上記⒁の７点を要求事項として団体交渉を申し入れたが、29年６月９日より後、組合と会社及びＹ３との間で団体交渉は行われていない。

⒃　12月13日、組合は、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

⒄　会社は、上記⒀で確約した一時金の支払を、30年８月31日支払分以降行わなくなった。な

お、会社は、上記⑮のＡ１の解雇以前に支給日を迎えた28年夏季分、28年冬季分及び29年夏季分の一時金についても、本件申立て時点において支払っていない。

⑱　30年10月10日、会社は、株主総会を開催して会社の解散を決議し、Ｂ１を10月16日付けで清算人に選任した。12月25日、会社は、清算を結了し、同月27日、その旨の登記を行い、会社の登記記録は閉鎖された。31年２月１日、会社は、本件の第６回調査期日において、会社の清算結了を明らかにした。

⑲　１月24日、組合は、会社が上記⑬で確約した一時金の分割払を停止したことは組合員であるが故の不利益取扱い及び支配介入に当たるなどとして、本件の追加申立てを行った。また、組合は、上記⑱を受け、４月15日、会社が同社を清算したことは組合に対する支配介入に当たるとして、再度、本件の追加申立てを行った。

⑳　令和３年３月19日、申立人側証人であるＡ１外１名の組合員に対する証人尋問を行う第１回審問が実施された。当該期日には、会社及びＹ２（いずれも代表者はＢ１）は出席したが、Ｙ３（代表者はＢ３）は出席しなかった。５月13日、申立人及び被申立人会社らの双方申請の証人であるＢ１及びＢ３並びに申立人がいわゆる敵性証人として申請したＢ４に対する証人尋問を行う第２回審問が予定され、Ｂ１及びＢ４が出頭した（Ｂ３は不出頭）。しかし、当時、当委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、審問室における傍聴人の人数を制限し、それを超える傍聴人には別室で審問室の映像を視聴してもらう対応を執っていたところ、組合がそれに対し、不当な傍聴制限であるとして、強く反発し、傍聴人の人数制限に応じなかったため、上記の審問は中止となった。その後、上記の人数制限が継続する間、審問は再開されなかった。５年３月、当委員会は、同年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症（２類相当）から５類感染症に移行することに伴い、審問室の傍聴人の人数を制限しないこととした。これを受け、当委員会は、５年４月、組合及び会社らに対し、５月25日に第15回調査期日を行うこととして、調査期日への出頭を求めたが、会社らからは応答がなかった。そのため、当委員会は、いずれもＢ１が代表者である会社及びＹ２に対し、複数回にわたりＢ１個人の電話番号に電話を掛けたり、当委員会からＹ２への書類の送付先の住所やＹ２の本店所在地の住所宛てに、それぞれ郵便で連絡を試みたりしたが、電話については呼出音が鳴るだけでつながらなかったり、郵便物については、受取人が不在のため取扱郵便局に保管されたが保管期間を経過したとか、宛て所に尋ね当たらないとしてそれぞれ当委員会に返送されるなど、会社及びＹ２から何らの応答もなかった。また、当委員会が、Ｂ３が代表者であるＹ３に対し、複数回にわたり同社の本社の電話番号やＢ３個人の電話番号にそれぞれ電話を掛けたり、同社の本店所在地の住所宛てに郵便で連絡を試みたりしたところ、郵便物については到達したことが確認されたものの、電話については、留守番電話に折り返しの連絡を依頼する伝言を残してもその後の折り返しの連絡がないなど、Ｙ３から何らの応答もなかった。結局、会社らは、第15回調査期日に出頭しなかった。その後も、当委員会は、会社らに対し、調査期日や審問期日への出頭を促す書面を繰り返し送付したものの、結局、会社らは出頭せず、上記証人らも出頭しなかった。Ｂ１及びＢ３は申立人及び被申立人会社らの双方申請の証人であり、また、Ｂ１及び申立人がいわゆる敵性証人として申請したＢ４はそれぞれ陳述書を提出していたため、当委員会は、組合に対し、それらの陳述書に対する反証並びに申立人申請の証人であるＢ１、Ｂ３及びＢ４の証人尋問による立証に代わる追加立証の機会を確保するため、Ａ１の再度の証人尋問を実施した上で、７年６月６日、本件を結審した。

３　主文の要旨　＜却下・棄却＞

⑴　会社に対する申立てを却下する。

⑵　その余の申立てを棄却する。

４　判断の要旨

⑴　争点１から５までについて

ア　確かに、会社は、平成29年６月20日に組合から団体交渉を７月12日に開催することを求められたにもかかわらず、それに対する回答をしないまま、Ａ１に対し、６月30日、解雇予告通知書を送付し、その後の組合からの団体交渉開催の申入れに対しても一切応じていないのであって、これらの会社による団体交渉拒否は正当な理由のないものといわざるを得ない。

イ　しかしながら、

(ｱ)　会社においては、22年冬季分から一時金の遅配が生じ、23年頃には他の企業から会社への業務委託契約の打切りや縮小が続き、同じ頃から消費税等の滞納が始まり、28年10月から12月にかけては東京国税局に売掛金を差し押さえられ、28年12月時点のＡ１以外の会社の従業員（アルバイト、契約社員）は全員、同月中に会社からあっせんされた別会社に就職し、29年７月末には唯一の正社員であったＡ１が解雇され、会社に従業員はいなくなり、会社は、30年８月には、Ａ１に支払を確約した23年冬季分から27年冬季分までの未払一時金を支払わなくなった。

(ｲ)　会社は、本件申立て後の30年10月10日、株主総会の決議により解散し、12月25日に清算を結了、同月27日にその旨の登記を行い、会社の登記記録は閉鎖されている。

(ｳ)　本件申立時に会社の代表取締役であったＢ１は、30年10月16日付けで清算人に就任し、令和３年５月13日、当委員会に証人として出頭したが、その後、当委員会が調査期日等への出頭を求めて複数回にわたり電話や郵便で連絡を試みても、電話については呼出音が鳴るだけでつながらなかったり、郵便物については、受取人が不在のため取扱郵便局に保管されたが保管期間を経過したとか、宛て所に尋ね当たらないとしてそれぞれ当委員会に返送されるなど、当委員会からの連絡に一切応答していない。

(ｴ)　上記(ｳ)のとおり、３年５月13日を最後に、Ｂ１は音信不通となっている。そして、会社あるいは会社の代表者であったＢ１が、その後も会社の事業を継続しているとか、会社と同一の事業を別法人によって実質的に承継しているなどの、いわゆる偽装解散をうかがわせる事情は認められない。

上記(ｱ)から(ｴ)までの各事情に照らせば、７年６月６日の本件の結審時において、会社は、本件申立てにおいて救済命令が発せられたとしても、法的にも実態的にも、それを実現することは不可能な状況にあるといわざるを得ない。そうすると、組合の会社に対する申立てはいずれも、「法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなとき。」（労働委員会規則第33条第１項第６号）に該当し、却下せざるを得ないというべきである。

⑵　争点６について

ア　Ｙ２は、会社の従業員であるＡ１との間で労働契約を締結していない。しかし、労働契約関係になくとも、Ｙ２が、会社に雇用される組合員の基本的な労働条件等について、会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合は、その限りで、Ａ１との関係で労組法上の使用者に当たることがあり得るので、以下検討する。

(ｱ)　Ｙ２は、会社の資本金が3,000万円（発行済株式総数６万株）であるのに対し、会社の株式を、平成22年６月15日時点で、少なくとも100万円分（2,000株相当）保有している。また、Ｙ２と会社との間では、Ｙ２の代表取締役であるＢ１が会社の代表取締役を務め、Ｙ２の取締役であるＢ２及びＹ２の監査役であるＢ４が会社の取締役を務め、Ｂ１の親族複数人がＹ２の役員を務め、Ｂ１の次男がＹ２に再就職しているなど、人的なつながりがある。また、Ｙ２と会社とは、同じビル管理・清掃を業とし、両社には、Ｙ２が会社からじゅうたんのクリーニング業務を受注したり、Ｙ２の事業である中国茶の輸入販売を行う際に会社に協力を依頼するなど、取引関係がある。

(ｲ)　しかし、Ｙ２が上記の株式保有、人的なつながり、取引関係などを通じて会社の事業

運営を支配しているとか、Ｙ２が、Ａ１への一時金の継続的な支払や、同人の雇用の確保など、会社に雇用される組合員の基本的な労働条件等について、会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定しているとまで認めるに足りる疎明はない。したがって、上記(ｱ)の事実が認められるからといって、Ｙ２がＡ１との関係で労組法上の使用者に当たると認めることは困難である。

イ　以上のとおり、Ｙ２は、Ａ１との関係で労組法上の使用者に当たるとはいえないから、その余の点につき判断するまでもなく、Ｙ２がＡ１の使用者として、組合が主張する不当労働行為を行ったということはできない。

⑶　争点７について

ア　Ｙ３は、会社の従業員であるＡ１との間で労働契約を締結していない。しかし、労働契約関係になくとも、Ｙ３が、会社に雇用される組合員の基本的な労働条件等について、会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合は、その限りで、Ａ１との関係で労組法上の使用者に当たることがあり得るので、以下検討する。

イ　資金のつながり等

(ｱ)　26年４月１日、会社とＹ３との間で「支部契約」が締結され、本部であるＹ３は、加盟店全ての洗浄クロス１枚につき６円を、支部である会社の指定口座に振込にて支払うこととされた。

(ｲ)　また、24年６月18日に行われた団体交渉、６月29日付けで会社が組合に交付した書面、及び28年11月25日から29年１月11日までに行われた団体交渉において、会社の代表取締役であるＢ１が、Ｙ３の事業利益が組合員へ支払う一時金の原資となっていると受け取れる発言を行っている。

(ｳ)　しかし、仮に、会社の経営が上記支部契約に基づくＹ３からの支払に一定程度依存していたとしても、それは、Ｙ３が会社の主要な取引先であったということを示しているにすぎず、Ｙ３が、Ａ１への一時金の継続的な支払や、同人の雇用の確保など、会社に雇用される組合員の基本的な労働条件等について、会社と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定していると認めるに足りる事実の疎明がなされているとまではいえない。したがって、上記(ｱ)及び(ｲ)の事実が認められるからといって、Ｙ３がＡ１との関係で労組法上の使用者に当たると認めることは困難である。

ウ　団体交渉におけるＢ３の発言等

なお、組合は、29年１月27日及び６月９日に行われた団体交渉において、Ｂ３が、Ｙ３がＡ１の労組法上の使用者であることを認め、積極的に発言したと主張するので、以下検討する。確かに、29年１月27日にＹ３本社で行われた団体交渉において、組合が、Ａ１への一時金の不払はＹ３の収益に左右されることから、直接の雇用関係がなくても、Ａ１の労働条件はＹ３に支配されているなどと述べたのに対し、Ｂ３が、「分かった。Ｂ３頑張れ、稼げ、ってことか。うちも明日潰れるかもしれないが、相談受けて知らないとは言えない。私なりに考えてみる。」と述べていることが認められる。　しかしながら、①Ｂ３の上記発言は、支部契約によりＹ３のパピークロスレンタル事業に係る収益の一部が会社の経営に影響を与えることから、Ｙ３として、パピークロスレンタル事業の収益拡大に努力する旨を述べた趣旨とも解されること、②Ｂ３が同じ団体交渉において、上記発言に先立ち、会社とＹ３とは全く別の会社であり、Ｙ３はＡ１に関する問題と無関係である旨を述べていること、③団体交渉においてＢ３が発言したのは、おおむね組合から名指しで回答を求められたときであること、④団体交渉がＹ３の本社で開催されたのは、会社が、それまで組合と団体交渉を行っていた新橋にある事務所を引き払う直前であったこと、そして、他の企業と共同で使用する渋谷の事務所に移転したことから、代わりの団交場所が必要であったと考えられることなどに鑑みると、Ｂ３は、団体交渉において、Ｙ３がＡ１の労組

法上の使用者に当たることを自認して積極的に発言したというよりも、会社の代表取締役であるＢ１から相談を受けたために、団体交渉の開催場所としてＹ３の本社を提供し、自らも団体交渉に出席したけれども、会社とＹ３とは全く別の会社であり、会社の代表取締役であるＢ１から相談を受けて協力しているにすぎないという立場を堅持していたとみるのが相当である。よって、団体交渉におけるＢ３の発言等を併せ考えても、Ｙ３がＡ１の労組法上の使用者であると認めることは困難である。

エ　上記イ及びウのとおり、Ｙ３は、Ａ１との関係において労組法上の使用者に当たるとはいえないから、その余の点につき判断するまでもなく、Ｙ３がＡ１の使用者として、組合が主張する不当労働行為を行ったということはできない。

５　命令書交付の経過

⑴　申立年月日　　平成29年12月13日
⑵　公益委員会議の合議　令和７年10月７日
⑶　命令書交付日　　令和８年１月22日